

## 倉吉市アスベスト撤去支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、倉吉市アスベスト撤去支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、建築基準法(昭和25年法律第201号)に定めるところによる。

### (交付目的)

第3条 補助金は、建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられた建築材料のアスベストの含有に関する調査（以下「アスベスト含有調査」という。）又は建築物に使用された吹付けアスベスト等（吹付けアスベスト及びアスベスト含有吹付けロックウール（その含有するアスベストの重量が当該ロックウールの重量の0.1パーセントを超えるものに限る。）をいう。）の除去（除去した吹付けアスベスト等の処分を含む。）、封じ込め若しくは囲い込み（以下「アスベスト除去等」という。）を促進することにより、継続して建築物を利用する市民の健康被害の防止及び生活環境の保全に資することを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第4条 市は、前条の目的を達成するため、吹付けアスベスト等が施工されているおそれのある建築物（補助金の交付申請を行う時点において建築基準法第9条第1項の規定による命令を受けているものを除く。）のアスベスト含有調査又は吹付けアスベスト等が施行されている建築物のアスベスト除去等を行う当該建築物の所有者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助金の額は、別表の第1欄に掲げる補助事業の区分に応じ、同表の第3欄に定める額とする。

### (交付の対象となる建築物)

第5条 補助金の交付の対象となる建築物は、次に掲げる条件をすべて満たす建築物とする。

- (1) 補助金の交付申請を行う時点において建築基準法第9条第1項の規定による命令を受けているものでないこと。
- (2) アスベスト含有調査又はアスベスト除去等に関し、国、県及び市の他の補助を受けていないものであること。
- (3) 市内に存するものであること。

### (交付申請)

第6条 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

2 規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助事業の実施に要する経費の見積書の写し
- (2) 建築物の付近の見取図
- (3) 建築物の平面図（アスベスト含有調査又はアスベスト除去等を行う箇所を明示したものに限る。）
- (4) 補助事業がアスベスト除去等である場合にあつては、アスベスト含有調査を実施した機関（以下「調査機関」という。）の発行したアスベスト含有調査結果報告書（写真が添付されているものに限る。）

(5) 建築物の所有者を確認することができる書類

3 補助金の交付を受けようとする者は、第1項の規定による申請に際して補助事業に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の金額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入に係る消費税額として控除することができる金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により地方消費税率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下同じ。)が明らかでないときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額に相当する額を含む補助対象経費の額をもって算出した補助金の額(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請することができる。

(交付決定の時期等)

第7条 補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 市長は、補助金の交付を行うことを決定したときは、倉吉市アスベスト除去支援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により当該補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

3 市長は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定することができる。この場合において、補助事業に係る仕入控除税額が明らかになったときは、速やかに、交付決定に係る補助金の額(変更があった場合には、変更後の額)から当該仕入控除税額に対応する額を控除するものとする。

4 市長は、交付申請を受けた場合において、補助金を交付することができないと認めたときは、交付申請をした者に対し、補助金を交付しない旨及びその理由を通知するものとする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第12条第1項の市長が別に指定する変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 補助対象経費の額の変更

(2) 補助事業の完了年月日の変更(当該年度において完了しない場合に限る。)

(実績報告)

第9条 規則第17条第1項の規定による報告は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合 補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合 交付決定を受けた年度の翌年度の4月5日

2 規則第17条第2項本文の市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 補助事業に係る請負契約書の写し

(2) 補助事業がアスベスト含有調査である場合にあつては、調査機関が発行したアスベスト含有調査結果報告書(写真が添付されているものに限る。)

(3) 補助事業がアスベスト除去等である場合にあつては、補助事業を施行した業者(次号において「施工業者」という。)が発行したアスベスト除去等結果報告書(写真が添付されているものに限る。)及び産業廃棄物管理票D票及びE票の写し

(4) 調査機関又は施工業者が発行した補助事業に係る請求書又は領収書の写し

3 規則第17条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

4 補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている補助事業に係る仕入控除税額に対応する額(以下「実績報告控除税額」という。)が

交付決定額における補助事業に係る仕入控除税額に対応する額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額から、その超える額を控除して報告しなければならない。

（仕入控除税額の確定後の措置等）

第10条 補助事業者は、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときには、当該交付決定控除税額）を超えるときは、速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告があった場合は、補助事業者にその超える額に対応する額を市に返還するよう求めるものとする。

（その他）

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成20年倉吉市告示第51号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年倉吉市告示第150号）

この告示は、平成21年10月1日から施行し、平成21年度の補助事業から適用する。

附 則

この告示は、平成22年11月1日から施行し、平成22年度の補助事業から適用する。

別表（第4条関係）

1 補助事業	2 補助対象経費	3 補助金額
アスベスト含有調査	アスベスト含有調査に要する費用（仕入控除税額を除く。）。ただし、建築物1棟につき25万円を上限とする。	補助対象経費の額に相当する額（1,000円未満の端数がある場合にあっては、当該端数を切り捨てた額）
アスベスト除去等	アスベスト除去等に要する経費（除去した吹付けアスベスト等の処分費を含み、仕入控除税額を除き、建築物の解体に伴うアスベスト除去等にあっては当該アスベスト除去等に要する経費に限る。）。ただし、補助対象建築物1棟につき2,000万円を上限とする。	補助対象経費の額に3分の2を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合にあっては、当該端数を切り上げた額）

様式第1号（第6条、第9条関係）

倉吉市アスベスト緊急撤去支援事業実施計画書（報告書）

建築物所在地	倉吉市
施設名	
構造	造（一部 造）
規模	延床面積 $m^2$ ・ 階数 階建（地上 ・ 地下 ）
建築物用途	
建築年月	年 月
事業の種別	<input type="checkbox"/> アスベスト含有調査 <input type="checkbox"/> アスベスト除去等 [ <input type="checkbox"/> 除去 <input type="checkbox"/> 封じ込め <input type="checkbox"/> 囲い込み]
含有調査又は除去等を行う箇所	使用室名 対象部分の面積（約 $m^2$ ）
含有調査又は除去等施工業者	業者名 所在地 電話番号
事業費	円
補助対象事業費	円
事業開始（予定）日	年 月 日
事業完了（予定）日	年 月 日
備考	

様式第2号（第6条、第9条関係）

倉吉市アスベスト緊急撤去支援事業収支予算書（決算書）

1 収入

区 分	予 算 額 ( 決 算 額 )	備 考
補 助 金	円	
そ の 他	円	
合 計	円	

2 支出

科 目	予 算 額 ( 決 算 額 )	備 考
	円	
	円	
合 計	円	

第 号  
年 月 日

様

倉吉市長

印

倉吉市アスベスト撤去支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった倉吉市アスベスト撤去支援事業補助金については、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号）第6条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同規則第8条第1項の規定により通知します。

記

- 1 補助年度 年度
- 2 補助事業内容 倉吉市アスベスト撤去支援事業実施計画書のとおり
- 3 補助事業の種別 アスベスト含有調査  
アスベスト除去等 [除去 封じ込め 囲い込み]
- 4 補助金交付決定額 円
- 5 交付時期 補助事業完了後補助金交付額が確定した後通知する。
- 6 交付の条件
  - (1) 補助事業の内容を変更（中止・廃止）しようとするときは、速やかに市長の承認を得ること。
  - (2) その他倉吉市補助金等交付規則及び倉吉市アスベスト撤去支援事業補助金交付要綱の定めるところに従うこと。